

ピカッと光って、犯罪を防ぐ！

地域の安心安全を センサーライトで高めませんか？



※画像はイメージです。

人の動きを感じて自動で点灯。不審者の侵入を抑止します。
誰でも簡単に設置てきて、日常の安心につながります。

申請期間 令和8年1月13日（火）～2月6日（金）

対象者 東山区内の地域団体（自治連合会・町内会等）

※個人での申請は支給対象外です。

支給台数 約20台

※応募多数の場合は、御希望の台数に沿えないことがあります。

お申し込み 東山区役所地域力推進室 まちづくり担当
〒605-8511 京都市東山区清水五丁目130番地の6

075-561-9114

回 覧									

1 提出書類について

- ・東山区センサーライト支給申請書
- ・設置場所の地図・写真
- ・地域団体の規約・役員名簿
- ・設置場所所有者等の同意書

2 支給の条件について

- ① 犯罪発生を抑止するため、特定の場所（犯罪防止の効果が高いと想定される箇所）に設置すること
※原則として照射先は公道を向いてないこと
- ② 当該設置場所の所有者等の同意を得ること
- ③ 設置に関し法令に基づく許可等が必要な場合は当該許可等を受けること
- ④ 年度内に設置を完了すること

3 支給の決定について

令和8年2月下旬を予定

※応募多数になる場合は、危険箇所を警察と要相談のうえで選定します。

4 注意事項について

- ① センサーライトの設置や維持管理に係る費用は申請者の負担とします。
- ② センサーライトの設置を完了した日から起算して少なくとも5年間は、当該ライトを適切に維持管理してください。盗難・破損等により、当初の目的を達することができなくなった場合は、速やかに報告してください。
- ③ センサーライトの使用にあたっては、通行人等の安全確保に努めてください。
- ④ センサーライトの目的以外の使用や第三者への譲渡、転貸及び売却は行わないでください。

(第1号様式)

東山区センサーライト支給申請書

(あて先) 東山区長	令和 年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話 — 携帯 —

センサーライトの支給を希望するので申請します。	
設置の必要性	
希望台数	台
設置場所	東山区 ※地図及び現況写真を添付してください。
設置完了時期	年 月 日

添付書類

- ① 設置場所の地図及び現況写真
- ② 地域団体の規約及び役員名簿
- ③ センサーライトを設置する場所の所有者の同意を得たことを証する書類
- ④ 法令に基づく許可等を受けた場合は、当該許可等を受けたことを証する書類
- ⑤ その他、別に定める書類

※次の関係書類は、センサーライト設置完了後、速やかに提出してください。

センサーライト設置完了報告書（第4号様式）

※注意事項

- ① 提出いただいた情報は、選定に当たり設置場所を管轄する警察署に提供する場合がありますので、御了承ください。（個人に関する情報等は提供しません。）
- ② 設置予定箇所については、東山区役所地域力推進室に事前に協議してください。

添付書類

学区名

No.	町内会名	設置場所 住所	連絡先
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※それぞれの設置予定場所の【地図】【現況写真】を添付してください。